

○多摩市使用料等審議会条例

昭和52年4月1日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市使用料等審議会（以下「審議会」という。）を設置し、多摩市が徴収する使用料、手数料その他税外収入（以下「使用料等」という。）の適正な執行を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長が特に必要とする使用料等について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長及び職務代理)

第5条 審議会に会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人をおく。

- 2 幹事は、市職員のうちから、審議事項に応じて、市長が指名する。
- 3 幹事は、審議会の審議事項について、調査等を担当する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部行政管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。